



2022年2月22日

各 位

会社名 協和キリン株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮本 昌志
(コード：4151 東証一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
吉田 聡子
TEL：03-5205-7205 (メディア)
TEL：03-5205-7206 (IR)

当社定款の一部変更に関するお知らせ

協和キリン株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：宮本昌志、以下「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、当社定款の一部を変更することを、2022年3月に開催する予定の第99回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては、本定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会の招集に係る変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」（令和3年法務省・経済産業省令第1号）が2021年6月16日に施行されたことに伴い、経済産業省令・法務省令で定める要件（以下「省令要件」といいます。）に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を得た上場会社において、「場所の定めのない株主総会」の開催が可能になりました。

当社は、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大や天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、当社定款の一部を変更いたします。なお、本定款一部変更にあたり、当社は省令要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を得ております。

(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり、当社定款の一部を変更いたします。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更予定日

2022年3月25日

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、定款第13条の変更については、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(1) 株主総会の招集に係る変更

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第13条（総会の招集時期） 定時株主総会は、毎年3月にこれを招集する。 臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。 < 新 設 ></p>	<p>第13条（総会の招集時期および方法） 定時株主総会は、毎年3月にこれを招集する。 臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。 <u>当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>

<p>< 新 設 ></p>	<p><u>第 16 条 (電子提供措置等)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>(附則)</u> <u>定款第 16 条の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u> <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u> <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上